

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

平成 年 月 日

荒尾市地域公共交通活性化協議会

・生活交通確保維持改善計画の名称

荒尾市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経130度26分、北緯32度59分12秒）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市、玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面している。市域は東西10km、南北7.5km、面積は57.37km²で、東部には本市最高峰の小岱山（筒ヶ岳501.4m）を擁し、西の有明海へとなだらかな丘陵が続いている。

有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部及び市営住宅等がある箇所に見られる。平成30年5月末現在の人口は53,088人、高齢化率は34.14%となっており高齢化が進んでいる状況である。

本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線12系統、長洲・玉名方面への広域線3系統、大牟田方面への広域線3系統の計18系統が運行している。利用状況については、モータリゼーションの進展に伴い自家用車を利用する人が多く、利用者数が年々減少しているところである。

平成24年度には、荒尾市地域公共交通活性化協議会を設置し、本市における持続可能で最適な交通体系を構築するため「荒尾市地域公共交通総合連携計画」を策定した。その中で、予約型乗合タクシーの導入をはじめとする路線の再編を実施したことで市の財政負担額が一旦は改善されたものの、その後も公共交通利用者は減少を続けており、平成28年度の財政負担額は前年比で再び増加に転じたところである。

そのため、本市では平成30年3月に地域公共交通の現状や市民の移動実態を踏まえた荒尾市地域公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通の確保・維持に向けた課題を解決し、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築や公共交通利用環境の改善、公共交通の利用促進を総合的に推進することとしている。

広域的な状況としては、近隣の玉名市には教育機関（大学1校、高校5校）や多数の医療機関があり、本市と玉名市を結ぶバス路線である「桜山玉名線（地域間幹線）」が住民の移動手段として欠かせない重要な生活幹線となっている。そこで、桜山玉名線の荒尾市側の起点であるバスセンターにおいて市内の各バス路線への乗換えを可能にするとともに、眼科や耳鼻科などの専門的な医療機関も集積している大型商業施設（あらおシティモール）にも全てのバス路線及び予約型乗合タクシーが乗り入れるようにしたことで、市内の各バス路線及び予約型乗合タクシーと桜山玉名線との接続が向上し、両市住民にとっての地域間のスムーズな移動が可能となった。これらの路線を継続して確保・維持していくことは、住民の通学・通院をはじめとする移動手段の確保のため、必要不可欠である。

今後も、引き続きこの生活交通確保維持改善計画を推進しながら、市民の移動実態も踏まえ、県境を跨いで一体的な生活圏を構成する大牟田市をはじめ、近隣自治体との連携も強化することで、生活交通としての利用者に加え、世界遺産関連施設や西日本有数の遊園地などの豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起し、地域公共交通体系の活性化を図ることとしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。
- ・地域公共交通（路線バス等）の利用者の増加を目指す。
- ・市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。

【数値目標】

	H29	目標値 (H34)
公共交通機関の利便性に 関する満足度（65歳以上）	17%	35%
路線バス利用者数 産交バス(株)市内路線	222,627人	238,000人
乗合タクシー利用者数	7,706人	10,000人

(2) 事業の効果

高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線である桜山玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシーが連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・個別の生活実態に合わせた公共交通の利用スタイルを提案するモビリティマネジメントの実施（荒尾市）
- ・ラッピングバスの運行（荒尾市、産交バス）
- ・市民のニーズや移動実態を踏まえたバス路線再編の検討（荒尾市、産交バス）
- ・自宅近くのバス停の位置や目的別の時刻表が一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（荒尾市、産交バス、西鉄バス）
- ・乗合タクシーによる夏季限定増便及び荒尾市民病院乗入れの実施（荒尾市、タクシー協会）
- ・広報誌やコミュニティFMなどを活用した利用促進の実施（荒尾市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
産交バス（株）、（有）荒尾タクシー、平和タクシー（有）、（有）有明タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
別添資料8を添付	
18. 利用者等の意見の反映状況	
・荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員38名：地域住民代表として12名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、荒尾商工会議所、一般社団法人荒尾市観光協会などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	熊本県 交通政策・情報局 交通政策課 熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 維持管理調整課
関係市区町村	荒尾市 総務部 政策企画課 荒尾市 建設経済部 土木課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス（株）、西鉄バス大牟田（株）、（有）荒尾タクシー、（有）有明タクシー、（有）みつわタクシー、平和タクシー（有）、九州旅客鉄道（株）熊本支社、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会、西鉄グループバス労働組合、全九州産業交通労働組合、熊本県自動車交通労働組合、国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所、荒尾警察署

地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	熊本大学、荒尾商工会議所、荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人 荒尾市観光協会、荒尾地区協議会、万田地区協議会、万田中央地区協議会、井手川地区協議会、中央地区協議会、緑ヶ丘地区協議会、平井地区協議会、府本地区協議会、八幡地区協議会、有明地区協議会、清里地区協議会、桜山地区協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 荒尾市宮内出目 390 番地

(所 属) 荒尾市 総務部 政策企画課

(氏 名) 坂口 拓也

(電 話) 0968-63-1273

(e-mail) ta.29866@city.arao.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、上記2.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。